

令和6年度京都老舗の会実態調査データ 利用規定

京都老舗の会で令和6年度に実施した実態調査のデータの利用については、以下の利用規定に同意していただくことが必要です。

1 秘密の保護

個々の調査対象を特定する目的での分析は行わない。また、集計データを研究・教育で利用する場合に、個別の調査対象が特定できる形での結果の公開は行わない。

2 利用者及び利用目的の制限

データの利用者は、学校、研究機関に利用申請時所属している者に限る。学術目的または教育目的での二次分析以外の目的では利用しない。

3 出典の明記

京都老舗の会実態調査データを利用して行った二次分析の結果を発表する際には、データの出典を明記する義務がある。

[出典の表記事例]

この結果は、令和6年度京都老舗の会実態調査データを利用し、二次分析したものである。

"The data for this secondary analysis, “[name of the survey, name of the depositor],” has been provided by 2024 Kyoto Company Century Club Survey, Kyoto prefecture, Japan."

4 成果物の送付

データ利用期間終了後1年以内に研究概要や得た成果等を記載した成果物を京都老舗の会（事務局：京都府染織・工芸課）に提出する。（様式自由の報告書可）

5 発表物の送付

令和6年度京都老舗の実態調査データを利用して行った二次分析の結果を論文や報告書などにまとめたときは、公表した事実と媒体を京都老舗の会に報告したうえで、出版物または電子ファイルいずれか一点を京都老舗の会（事務局：京都府染織・工芸課）に送付する。電子ファイルを送付する場合は、（メールアドレス：senshoku@pref.kyoto.lg.jp）宛てにファイルを添付し、送信する。

6 問題発生時の対応

対処すべき問題が生じた場合には、京都老舗の会の指示に従う。データの適正な利用について、疑義が生じた場合は利用の中止を求めることがある。

7 免責

令和6年度京都老舗の会実態調査データの利用により何らかの不利益を被ったとしても、京都老舗の会は一切責任を負わない。